

平成25年度 身体拘束に関するアンケート調査結果について

I 調査概要

1 調査目的

平成12年の介護保険法施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は禁止とされた。また、平成18年には介護保険施設等における身体拘束廃止未実施減算の制度が創設され、同年施行の「高齢者虐待防止法」の中で身体拘束は身体的虐待に当たるとされている。

県では、研修会の開催、身体拘束ゼロ宣言の呼びかけ、身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催や介護サービス事業者に対する実地指導等により、身体拘束の廃止に向けて様々な取組を行っている。

この調査は、施設等での身体拘束の取組状況や利用者家族等の意識等の実態を把握し、今後の身体拘束廃止のための施策推進や実地指導に資することを目的として実施したものである。

2 調査方法及び内容

(1) 調査の内容及び対象施設

ア 事業所に対する身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査（取組状況調査）

・下表の972事業所

イ 利用者家族に対する身体拘束に関する意識等アンケート調査（意識調査）

・972事業所において任意で選出した利用者家族及び認知症の人と家族の会静岡県支部会員の合計1,811人を対象。

・選出数は事業所種別に応じて、特養、老健、療養型は各3名、それ以外は各1名を選出、認知症の人と家族の会静岡県支部は全会員を対象とした。

| 事業所種別 | (略称) | 対象事業所 | 利用者家族選出数 | |
|-----------------------|----------|-------|-------------|--------|
| | | | 左のうち 選出数 | 利用者家族数 |
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 特養 | 205 | 3 | 615 |
| 介護老人保健施設 | 老健 | 112 | 3 | 336 |
| 介護療養型医療施設 | 療養型 | 30 | 3 | 90 |
| 特定施設入居者生活介護 | 特定施設 | 97 | 1 | 97 |
| 短期入所生活介護・短期入所療養介護 | ショートステイ | 42 | 1 | 42 |
| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | GH | 336 | 1 | 336 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能 | 111 | 1 | 111 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 地域密着特定施設 | 12 | 1 | 12 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 地域密着特養 | 27 | 1 | 27 |
| 認知症の人と家族の会静岡県支部 | | - | - | 145 |
| | | 972 | | 1,811 |

(2) 調査時点

平成25年8月1日

(3) 調査方法

ア 身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査（取組状況調査）

調査時点で指定を受けている対象事業所等に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により無記名で直接返送。なお、回答にあたっては、事業所職員全体の意見として、組織のトップである施設長や病院長等が記載。

イ 身体拘束に関する意識等アンケート調査（意識調査）

施設利用者の家族等については、施設利用者への面会の際などに各施設から調査票を配布。また、在宅介護者については、認知症の人と家族の会静岡県支部に依頼し、郵送にて会員に調査票を配布。いずれも、回答は無記名とし、同封の返信用封筒により直接返送。

3 回答状況等

| 調査事項 | 取組状況等調査(事業所向け) | 意識等調査(利用者家族向け) |
|----------|----------------|----------------|
| 調査対象 | 972事業所 | 1,811人 |
| 回答数(回答率) | 652事業所(67.1%) | 915人(50.5%) |